

「PPP(官民連携)による環境・インフラビジネス 海外展開支援強化に関する提言」を公表

関経連は、昨年5月に杉田定大・早稲田大学客員教授をアドバイザーに勉強会を設置し、官民連携(PPP: Public Private Partnership)によるアジアでの環境・インフラビジネス展開の現状や課題について検討を重ねてきた。本提言は、政府によるトップセールスの継続強化や人材育成へのODA(政府開発援助)予算の重点配分などインフラビジネスの成功事例を創出するために必要な施策、要望を盛り込んでいる。5月18日に記者発表し、同日付で、政府・関係機関へ郵送建議した。

関経連、日本政府のこれまでの活動

2020年にはアジアの中間層が20億人に達するなど、世界でアジアの存在感が高まっている。歴史的、経済的にアジアとのつながりが強いわが国、特に関西が新たな成長を遂げるには、優れた環境技術・ノウハウを活用し、アジアの低炭素社会構築に貢献することにより、アジアの活力を取り込むことが不可欠である。

当会は、2020年を念頭においた「関西のありたき姿」を2008年10月に「関西ビジョン2020」として取りまとめ、その中で「環境先進地域・関西」としてビジネスの視点からアジアの環境・エネルギー問題に貢献することをうたった。国際委員会(委員長:松下正幸・パナソニック副会長)では、2009年3月に「戦略的な経済協力のあり方に関する提言—アジアの持続的な成長に資する官民連携の強化に向けて—」、2010年1月に「アジア太平洋地域の持続的な発展に向けたわが国の対外経済戦略に関する提言」を取りまとめ、緊密なPPPのもとで、新興国における低炭素社会の構築と経済開発を促進するインフラ整備への支援を重点的に行うべきであると重ねて提言してきた。

これまでの提言内容は、2010年6

月に政府が発表した「新成長戦略」で「パッケージ型インフラ海外展開」が国家戦略プロジェクトの一つに位置づけられ、政府のリーダーシップにより関係大臣会合が開催されるなど、その多くが反映されてきた。

あわせて、当会では環境・インフラビジネスの海外展開支援の一環として、2009年度以降、大阪市等と協力し、ベトナム・ホーチミン市での水分野の取り組みを進めてきた。

東日本大震災を受けて

3月11日に発生した東日本大震災はわが国に未曾有の被害をもたらした。まずは国の総力を挙げて被災地の速やかな復旧・復興に取り組むことが重要であるが、同時に成長力強化に向けた施策の再構築や着実・迅速な実行をおろそかにしてはならない。

パッケージ型インフラ海外展開は、アジアなど新興国の旺盛なインフラ需要を取り込むとともに、これら諸国の持続可能な経済成長に貢献しながら、わが国経済の成長を実現しようとするものであり、東日本大震災を経ても、その重要性は変わらない。

日本経済の早期再生や日本のインフラの安全・安心に対する信頼回復を実現するためにも、政府は、戦略性とスピード感をもった案件の形

成、ピークの約6割に減少しているODA予算の重点化、民間企業だけでは対処が困難なリスクの低減、人材育成支援の強化など、PPPによる海外での環境・インフラビジネスの成功案件創出に向けた支援策を拡充・強化すべきである。

個別提言項目のポイント

1. PPPによる環境・インフラビジネス海外展開の戦略的な実践

(1) 成功事例創出に向けた省庁横断的な体制の強化

1件でも早く事業化の成功事例を創出するため、国は省庁横断的かつシームレスな支援施策を構築すべきである。あわせて、重点分野や地域ごとの国家戦略と活用可能な支援施策一覧を作成・公表し、各省庁が連携して迅速に実行することが必要である。

また、海外のインフラ整備をめぐる受注競争の中でスピード感をもって案件形成をはかるため、トップセールスを継続・強化すべきである。

(2) 地方公共団体との連携による海外展開への支援強化

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)の改正により、国および地方公共団体の職員を民間に派遣することが可能となる配慮規定が盛

り込まれるなど、インフラビジネスをPPPで展開する国内の環境整備が前進した。

今後、具体化に向けて関連法令やガイドラインの整備を進めるとともに、民間企業と地方公共団体が、海外においてもそれぞれの「強み」を生かしながら官民連携による事業展開が進められるよう、国においては公務員の身分・処遇を含む「自治体海外展開推進ガイドライン(仮称)」を作成し、後押しすべきである。

(3)新興国における水分野など環境・インフラ案件の事業化に向けた支援の強化

当会は2009年度以降、大阪市水道局と会員企業がベトナムのホーチミン市において、持続可能な水道システム構築の事業化をめざす取り組みを支援してきた。

2年にわたる新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のスキームを活用した実施設計調査を経て、事業化への移行には技術的な課題の解決だけでなく、長期的な維持・運営の主体や手法の決定等、さらに詳細な調査が必要だとわかった。例えば土地収用や課金・集金のシステム、現地通貨建ての事業収入など10年、20年にわたる長期の為替リスクに耐えうるリスクヘッジなどの課題が想定される。

そこで政府には、国際協力機構(JICA)によるフィージビリティスタディ(FS)調査の活用を含め、省庁の枠を超えた支援とともに、相手国政府・地方政府に対して水道料金体系の整備やPPPに係る役割・責任分担の明確化といった事業環境整備・改善の働きかけを強く求める。

(4)公的金融の機能強化

昨年12月のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で打ち出さ

れたJICAの海外投融資再開については、パイロット事業アプローチの早期終了、本格的な再開と十分な規模の確保を要望する。あわせて現地通貨建てによる支援の導入、および公共性の高い環境・インフラ事業への融資条件緩和など、プロジェクトリスクの軽減に向けた支援の強化を求める。

また、日本政策金融公庫国際協力銀行(JBIC)に対しても、一部通貨に限られている現地通貨建てのファイナンスの拡充を求める。

(5)民間企業出身のインフラプロジェクト専門官の強化・拡充

インフラプロジェクト専門官が現地政府にもっとも近いところで日常的に接点を持つ在外公館に配置されたことを歓迎する。利益相反に留意しつつも、民間企業を含めインフラビジネスの経験や専門性を持つ人材の登用が必要である。

2. 相手国での人材育成支援や関連法制度整備支援(キャパシティ・ビルディング)の推進

(1)相手国のインフラ担当行政官や運営・維持に関わる人材育成支援

わが国の先進的な技術等を用いたハード・インフラが相手国で有効活用されるために、関連法制度の整備や人材育成支援に対してODA予算を重点的に配分していくことが求められる。ODAの総額が減少する中でも、人材育成には長期的かつ継続的な取り組みが必要である。

当会は2009年度からJICA大阪や太平洋人材交流センター(PREX)とともにアジアをはじめ途上国の再生可能エネルギー担当の行政官・技官を対象とする「太陽光発電導入計画支援研修」を実施しており、今後、水や省エネといった分野でも同様の人材育成事業の実現



2010年度研修風景

をめざしている。

政府は、こうしたPPPによる人材育成支援事業に関連予算を重点配分すべきである。

(2)関連法制度整備への支援

料金設定や土地収用等の決定権を相手国政府・地方政府が持ち、維持運営も長期にわたるインフラビジネスは、予測不可能な政治リスクが最大のリスクとなる。また、インフラ整備の経験が浅い国ではPPPに係る入札制度など関連法が未整備のために権利関係が複雑化し、日本企業の参入を阻む大きなリスク要因と化している。これらを軽減し、日本企業の参入促進をはかるため、インフラ整備に必要な関連法制度や国際慣習・ルールなどの導入・定着が相手国の中央・地方政府においては求められるよう、日本政府としても支援を強化するよう求める。

また交通渋滞や上下水道整備、治水など総合的に対策を講じられるよう、相手国の中央・地方政府のマスタープラン策定段階から、わが国の官民が連携して「売り」となる技術のパッケージ化、高度成長期のわが国の経験をふまえた助言等の支援・協力を行い、案件獲得へつなげることを求める。

今後、適切な時期に、関係各省庁の閣僚・幹部クラス、および民主党などに対し、直接要望活動を行う予定である。

(地域連携部 樋口加奈子)

*提言の全文は関連HPを参照。